

討 論

温泉法改正に伴う○○温泉の検討

Discussion on Several Problems Arise with the Amendment of “Hot Spring Law”

西 村 進¹⁾

(平成 20 年 4 月 7 日受付, 平成 20 年 5 月 20 日受理)

Susumu NISHIMURA¹⁾

1. はじめに

・温泉法が平成 19 年 4 月 18 日に改正、4 月 25 日公布された。正式には「温泉法の一部を改正する法律（平成 19 年 4 月 18 日原案のまま成立、4 月 25 日公布）」でその骨子は以下にしめす。

① 温泉成分の定期的な分析及び公表の義務付け等

○温泉成分の定期的な分析（10 年ごと）、その結果に基づく施設における掲示の更新の義務付け（定期的な成分分析の義務は平成 22 年 1 月 1 日から発生する経過措置が置かれる）

○施設における温泉情報の掲示項目として、温泉成分、禁忌症等のほか、その他の温泉利用上で必要な情報を追加する。

② 温泉の掘削、利用等の許可に係る制度の見直し

○掘削、ポンプ設置、浴用・飲用としての利用等の許可につき、条件を付与し、条件違反の際には許可の取消しをできることとし、きめ細かな許可の運用を可能とする。

○許可を受けて掘削、浴用・飲用利用等を行う者の相続・合併に際し、再度の許可を不要とし、より簡略な承認手続きで地位を承継できることとする。

・平成 19 年 11 月 30 日温泉法の一部改正する法律で、さらに改正された。この原稿を書き上げた時点では未施行である。改正の一一番大きな問題点は、第 1 条第 1 項（目的）に「温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止」が加えられたように、今までの温泉法の骨子にはない改正である。

温泉掘削時や利用中に発生した可燃性天然ガスの不適切な取り扱いによる事故が発生したことによる改正である。温泉掘削が厚い堆積物や未固結な堆積岩中の深部までなされるに到り、可燃性天然ガスの爆発・発火の事故が発生した。一部過去に掘削により、可燃性天然ガス採取し利用された時代があったがそのときは可燃性天然ガス採取が目的であったので適切な取り扱いがなされ、この様な事故を起さなかった。

温泉法によれば、第 2 条（定義）第 2 項に、 “この法律で「温泉」とは、地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で別表に掲げる温度又は物質を有するものをいう。” と定義されているので、この法律ができた当初は考えも

¹⁾ NPO シンクタンク京都自然史研究所 〒606-8305 京都市左京区吉田河原町 14 番地。近畿地方発明センター内。¹⁾ NPO Think-tank Kyoto Institute of Natural History Kinki-chihou Hatumei center, Yoshida-kawaramachi 14, Sakyo-ku, Kyoto 606-8305, Japan.

及ばなかったことである。しかし、例えば滋賀県湖北地域では炭酸泉として利用された鉱泉に可燃天然ガスが含有し、注意深く炊事に利用されていたことがある。

○掘削時の火災事故ならびに、利用施設にガスセパレータをつけ換気が悪かったための爆発事故に対する対策

二酸化炭素やメタンガスのように水溶性ガスといわれているものはマイクロバブルの状態であるので、なかなか完全に抜ききれないとの知識がなく、利用者には勿論伝えられていなかった。そこで、種々な規制や技術指針が制定せざるを得ない。

「可燃性天然ガスによる災害防止に関する技術基準（報告書）」（平成 20 年 3 月）に詳細に述べられている。この法改正による、温泉の分析、掲示に関する問題、さらに、可燃性天然ガスの災害防止に関する問題点をあげ、それに対する私案を提示したい。討論していただければ幸いである。

2. 温泉法改正に伴う問題

温泉法改正に伴う○○温泉の源泉については、最近の温泉分析表の現地検査が平成 12 年 1 月 1 日以前である場合が問題で、そのまま、温泉法に適合する自信があれば、新しく温泉分析を期日以内に受ければよいが、殆どの場合は現状について簡易的な分析を行い、分析表と異なる結果が予想されれば、定期的な分析及び公表の義務付け等の項目で、問題が生じる。その結果、温泉法に適合せずに、廃泉に追いやられるものも可能性もある。自噴停止している源泉ではとくに疑問が生じるであろう。そのことにより、○○温泉全体に悪い風評が生じる可能性もある。

そこで、○○温泉の源泉の現状把握とそれに対応する措置をする必要がある。各自治体でも、源泉ごとに問題点があるか否かの検討の調査を行い、問題点をまとめ、○○温泉全体の検討委員会を設立して対応することも必要であろう。

複数の源泉を利用している場合は、各利用口での分析が必要になろう。源泉が自治体やそれに準ずる団体であればとくに検討する○○温泉検討委員会を立ち上げられた方が良いと考える。その委員会が責任を持ち、温泉法に合格するように修理・利用法などの検討と監督を行ない、成果を評価する（評価報告書をまとめる）ことが必要になろう。

平成 19 年 4 月 25 日に公布された「温泉法の一部を改正」によると、温泉成分の定期的な分析（10 年ごと）、その結果に基づく施設による掲示の更新の義務付けがなされた（定期的な成分分析の義務は平成 22 年 1 月 1 日から発生する経過措置が置かれる）。

また、利用施設での掲示項目の中に、温泉利用上で必要な情報が追加された。これには泉源からどのようにして、いかなる量をどのようにして利用しているか（加水・循環など）を掲示することになる（このことから浴槽の湯の入り口での成分分析が要求されるものと推察される）。

「温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害防止」は温泉そのものやそれに伴う問題ではないが、注意を喚起すべき問題点である。

海岸平野や大きな湖沼の厚い堆積物や未固結の堆積岩中には停滞性で嫌気性の地下水の存在があり、陽イオンの存在のもと、炭質物や炭化物がメタン生成菌の働きにより生成したいわゆる水溶性メタンガスを含むことがある。その場合ガスの 80% はメタンガスで、20% 程度が二酸化炭素である場合が普通である。その場合に炭酸泉として利用されていることがある。また深部掘削で水温で温泉法が適用され利用されている場合がある。これらの場合は不適切な取り扱いにより事故が生じていたことがあった。

化学的な基礎から考察すれば、メタンガスは空気より軽いのでたやすく災害を防止することが出来る。そのために、掘削申請・利用申請のときに適切な注意を与えればよいと考えていた。ただ、

自然が与えてくれる「温泉源」を利用しないよう規制することは良くないと考えている。

「可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術基準」は非常に詳細によくまとめられている。しかし、現場で働く方々に徹底しないと思われる。当該の温泉源の掘削や利用設備の設置とその利用の現場では、その現場に応じた注意を手順を追い箇条書きに注意書きを作り、適時講習をすることが大切である。

これらを問題なくクリアする必要があり、温泉提供者も源泉利用者も利用方法を含めた総合的検討する必要が生じるとともに、新しい源泉の開発も必要となる可能性が高い。

3. ○○温泉源泉とその利用形態に抜本的検討をする必要がある場合

この場合は、専門家に依頼し、次のような手順でなされることが良かろう。

① 予備調査

○○温泉の現状把握のため、資料を収集し、現地を予備調査する。調査し問題点を依頼の温泉主や利用者に報告し、問題があれば検討する機関が必要であろう。

② 検討機関の構成

学識経験者、掘削業者、依頼者で委員会を構成する。委員会は必要あれば調査・計画を実施できるものとする必要がある。必要があれば委員・オブザーバを追加する。

③ 委員会の活動期間

委員会は提案された案を審議し、必要あれば、現地調査を行ない解決策実施案を作成し、依頼者に建議する。委員会は必要な処置の監督・検収を行ない、第三者の評価を受ける。その結果の検討がすむまでが委員会の活動期間である。

④ 費用

資料収集、予備調査・評価の費用を必要とする。検討委員会の業務推進の費用を必要とする。